

南箕輪村

身寄りのない方のエンディングに関する研究会報告

2020年(令和2年)3月

南箕輪村社会福祉協議会

長野県社会福祉協議会

趣 旨

- 今後の日本社会において、家族や親族がいない、または疎遠や絶縁状態にあり、地域などにも頼ることができる人がいないといった身寄りがない状態で人生を終える方の増加が予想されます。
- また、障がいを持つ子の親が高齢になり、先に亡くなった場合、残された子が親の死に対応ができないことが考えられます。
- このように身寄りのない方、あるいは障がいを持つ子の親の人生のエンディングに関するあんしんを地域社会において創造することを目的に、行政、社会福祉協議会、専門職、民間事業所、支援機関、地域住民などが参画した連携の仕組みの構築について研究、協議しました。

研究テーマ

「身寄りのない方のエンディングへの対応」

- 身寄りのない方の死亡時の現実と課題について
- 関係する法制度等について
- 関係機関の使命及び役割について
- 新たに必要とされる取り組みについて など

研究会メンバー ※敬称略

- 太田明良 (弁護士：ひなた法律事務所)
- 熊谷 健 (司法書士：熊谷司法書士事務所)
- 下島陽子 (社会保険労務士・行政書士：下島事務所)
- 関 裕一 (伊那中央病院・医療福祉係長)
- 宮下 努 (南箕輪村民生児童委員会・会長)
- 山田淳一 (上伊那福祉事務所・課長補佐)
- 山崎 一 (南箕輪村健康福祉課・介護支援係長)
- 武島亮子 (南箕輪村健康福祉課・高齢者支援係長)
- 池上友美 (南箕輪村健康福祉課・福祉係長)
- 塩澤宏之 (長野県共同募金会・事務局次長)
- 金井 健 (南箕輪村社会福祉協議会・会長)
- 唐木雅彦 (南箕輪村社会福祉協議会・事務局次長)
- 中島 将 (長野県社会福祉協議会・相談事業部あんしん創造グループ企画員)
- 山崎博之 (長野県社会福祉協議会・総務企画部総務グループ主任)



研究経過

【 第1回研究会 】（令和元年7月31日）

- 現状の把握（身寄りのない方の死亡への対応の現実）と課題出し
- 法制度等の確認

【 第2回研究会 】（令和元年12月19日）

- 課題整理と関係機関の使命及び役割の確認
- 地域力の理解（社会資源の把握等）及び新たに必要とされる取り組みの創出

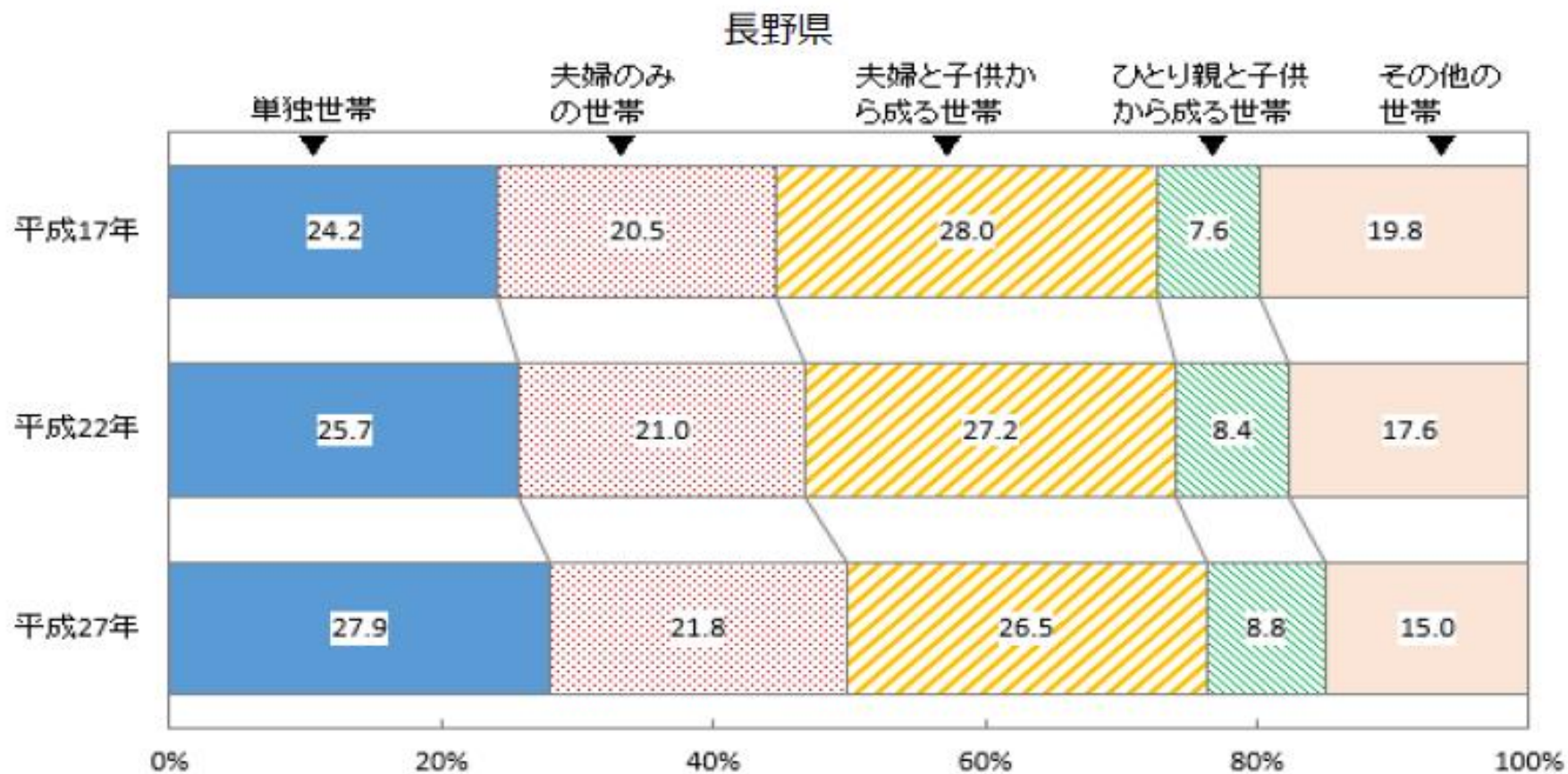
【 第3回研究会 】（令和2年2月27日）

- 研究会のまとめ
（身寄りのない方のエンディングに関するフローの提案）

⇒ 実践展開（令和2年4月～）

社会的背景① (平成27年国税調査より)

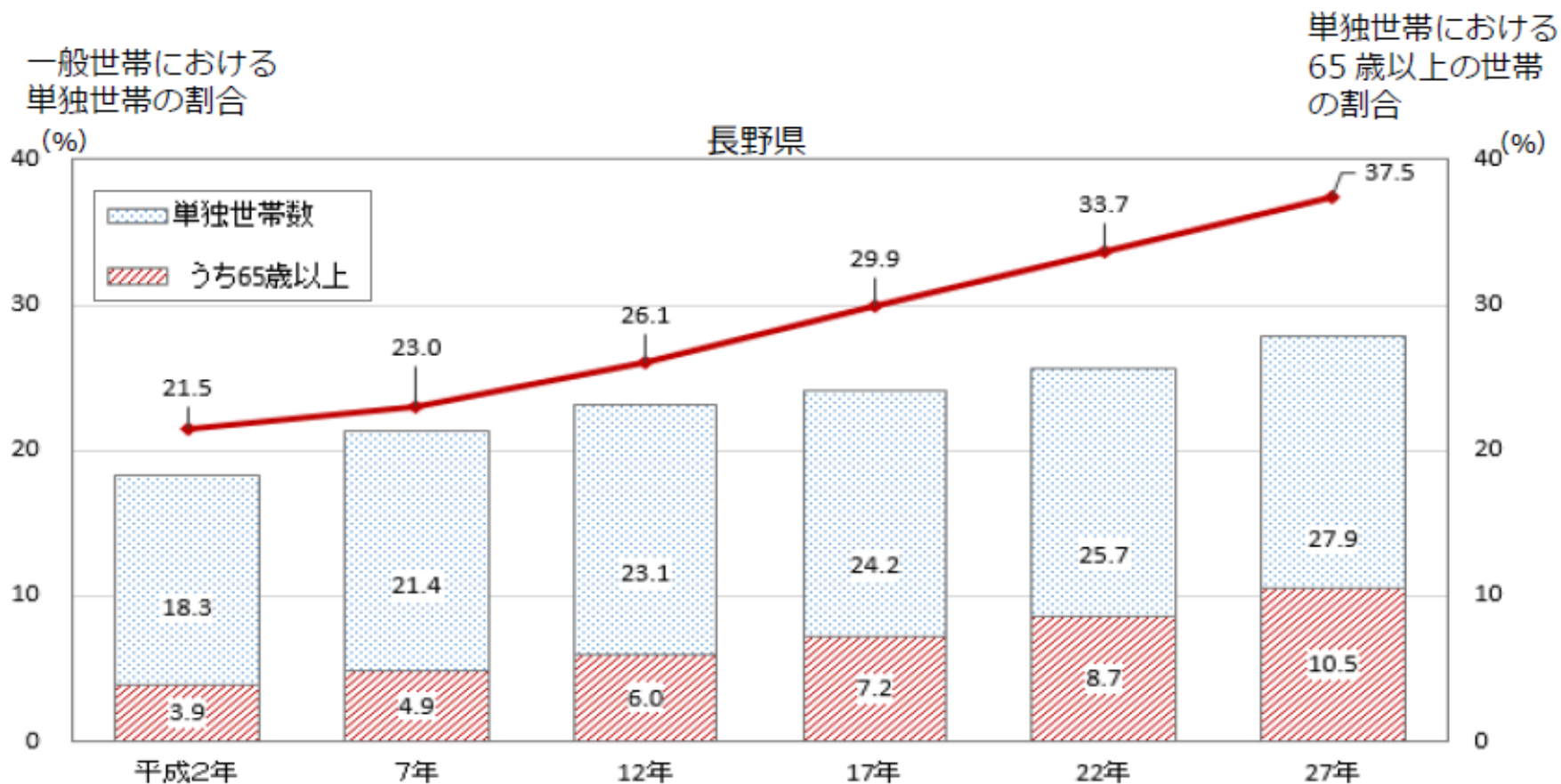
図1 一般世帯数における家族類型別の割合の推移 (平成17年～27年)



平成22年と比べると、「単独世帯」は2.2ポイント、「核家族世帯（夫婦のみ の世帯、夫婦と子供から成る世帯、ひとり親と子供から成る世帯）」は0.4ポイント増加している一方、「その他の世帯（単独世帯、核家族世帯以外）」は2.6ポイント減少となっています。

社会的背景②

図2 一般世帯における単独世帯の割合の推移及び単独世帯における65歳以上の世帯の割合の推移（平成2年～27年）



一般世帯のうち「単独世帯」「65歳以上の単独世帯」についてみると、平成22年に引き続き増加傾向となっています。65歳以上の単独世帯は8万4134世帯となり、一般世帯における割合は10.5%となり平成22年（8.7%）に比べ1.8ポイントの増加となっています。

また、単独世帯における65歳以上の世帯の割合についてみると37.5%となり、平成22年（33.7%）に比べ3.8ポイントの増加となっています。

明らかになった課題

■身寄りのない方の死亡に関して、亡くなった直後の対応、死亡の届け、関係人への連絡、火葬、葬儀、遺骨の扱い、そしてこれらの費用負担など、**どの機関が何を担うのか**、これまで不明確であった**役割を確認していく必要**がある。

■身寄りのない方などは、自らの**エンディングに関する希望を何かしらの形で残す**ことが重要である。

■そして、その**希望が確実に実現されるための仕組みと関係者の連携構築が必要**である。

■そのために、身寄りのない方などの**エンディングに関するフローを作成**して、関係者の役割を目に見えるような形で明確にしていくことが必要である。

■ただし、エンディングに関する希望を残すことが一般化されていないことやそれを拒む方もいることが想定されるため、**社会の意識醸成**も行わなければならない。

今後の展開

- 身寄りのない方で身体的機能が低下してきた場合には、社会福祉協議会で行っている財産保全サービスといった**委任契約**の積極的な利用を促す。
- 同時に社会福祉協議会や弁護士、司法書士などの専門職と**任意後見契約**を締結することにより、委任契約による見守り支援を行い、もし判断能力が低下したときには任意後見へ円滑に移行できるようにする。
- 判断能力が低下したときのことに加えて、自らのエンディングに関する希望を明確にするため、**死後事務委任契約**も併せて契約することを促す。
- 社会福祉協議会において**遺言**の必要性を周知し、希望する方には遺言の作成について、弁護士、司法書士等の専門家の支援を受けられる体制を整える。また、遺言の執行についても同様の体制を整える。
- これら公正証書によるもの以外にも、エンディングウィルに関する事業を社会福祉協議会が積極的に実施し、本人の希望を記した**エンディングメモ**を保管、管理することでその所在を明確にしておく。

関係機関の具体的な役割①

機 関	役 割
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○身寄りのない方で身体機能の低下により日常生活が困難な場合には、独自の財産保全サービスなどの「委任契約」が締結できるための体制づくりを行う。○また、委任契約と併せて本人の判断能力が不十分になったときのために、「任意後見」を受任できる体制を整える。○任意後見契約にあたっては、「死後事務委任契約」を同時に結ぶことで、日頃の生活支援から死亡後の本人意志の尊重まで、包括的な支援を行うことを目指す。○委任契約及び任意後見契約、死後事務委任契約は公正証書にする。○一方で「エンディングメモ」の取り組みなど、エンディングに関する本人の希望を受け止め、その希望ができる限り叶えられるような仕組みをつくる。
役場	<ul style="list-style-type: none">○「エンディングメモ」の普及に協力し、社会福祉協議会と連携しながらその登録・保管を協働して行う。○身寄りのない方の死亡後の遺体の引き取りや火葬について、これらを行う者がおらず、「死後事務委任契約」や「エンディングメモ」で本人の希望が残されていないときは、墓地埋葬法に基づき行政の責任においてこれらを行う。○遺骨に関して、のちに引き取り者が現れることも含み一定期間保管したあとは、地域の無縁塚に埋葬する。
専門職	<ul style="list-style-type: none">○弁護士、司法書士等の専門職は、社会福祉協議会及び役場と連携しながら、身寄りのない方の「任意後見」や「死後事務」に積極的に取り組む。また、「遺言」により遺産の取り扱いを明確にし、その執行についての役割を積極的に担う。
医療機関	<ul style="list-style-type: none">○入院した患者が身寄りのない方である場合、役場へ連絡し情報共有する。○病院で死亡された場合、事前に共有した情報をもとに役場と連携して死後対応を行う。

関係機関の具体的な役割

機 関	役 割
葬儀会社	○身寄りのない方の遺体の搬送、安置などについて、「死後事務委任契約」や「エンディングメモ」の内容により社会福祉協議会や専門職からの依頼を受けて、本人の希望を実現することに協力する。本人の希望がなく遺体の引き取り者がいない場合は、役場からの依頼を受けて、これに協力する。
宗教関係	○火葬後の遺骨の埋葬について、一定期間役場にて保管するも引き取り者が現れなかった場合は、無縁塚などへの埋葬を行う。

身寄りのない方のエンディングに関する関係者の役割整理図

役場

法定後見
申立て

エンディング
メモ
普及・登録

遺体の引取り

火葬

遺骨の預かり

生前契約等

死後対応

社会福祉協議会

委任契約

任意後見契約

死後事務委任契約

日常生活
自立支援事業

エンディング
メモ
作成支援・保管

専門職

遺言作成

法定後見受任

遺言執行

医療機関

死亡の確認

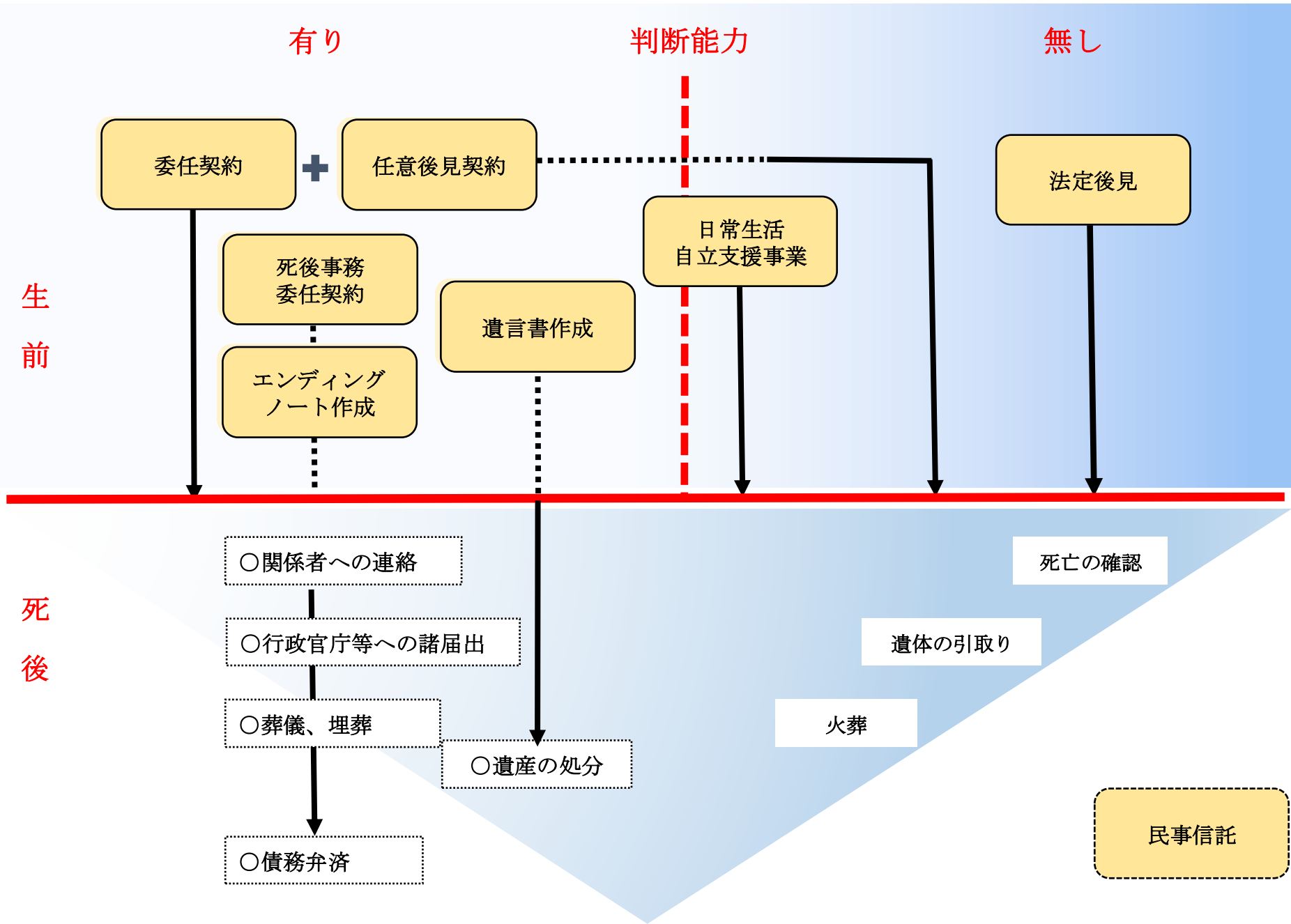
葬儀会社

遺体の搬送
安置

民生委員

身寄りのない方の
調査・把握

身寄りのない方のエンディングに関する展開整理図



身寄りのない方のエンディングに関するフロー図 ①

生前

エンディングに関する事前準備

●委任契約

病気や高齢による生活の支援や財産管理等の事務を社会福祉協議会や弁護士、司法書士等の専門職に委任する。



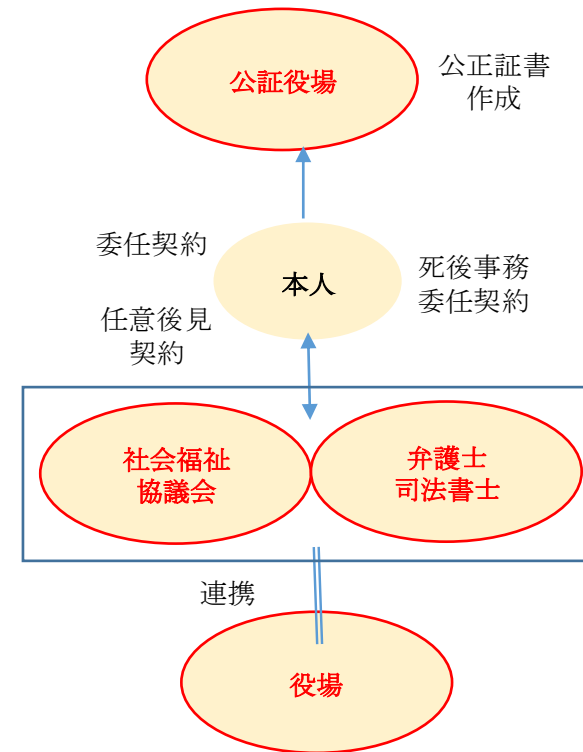
●任意後見契約（移行型）

契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人（任意後見人：社会福祉協議会、専門職等）を、自ら事前の契約によって決める。（公正証書作成）

●死後事務委任契約

生前のうちに本人と社会福祉協議会や専門職との間で、死亡後の諸手続き、葬儀、納骨、埋葬に関する事務等（死後事務）について委任契約を結び、公正証書を作成する。

- ・家族、親族、知人がいる場合その方々への死亡連絡
- ・葬儀、納骨、埋葬等の手配、処理手続き
- ・生前の医療費など未払分の精算
- ・遺品整理、借家等の契約の解除手続き
- ・電気、ガス、水道等恐々サービス、電話、インターネット、新聞等各種サービスの解約
- ・住民税、固定資産税等の納税手続き など



身寄りのない方のエンディングに関するフロー図 ②

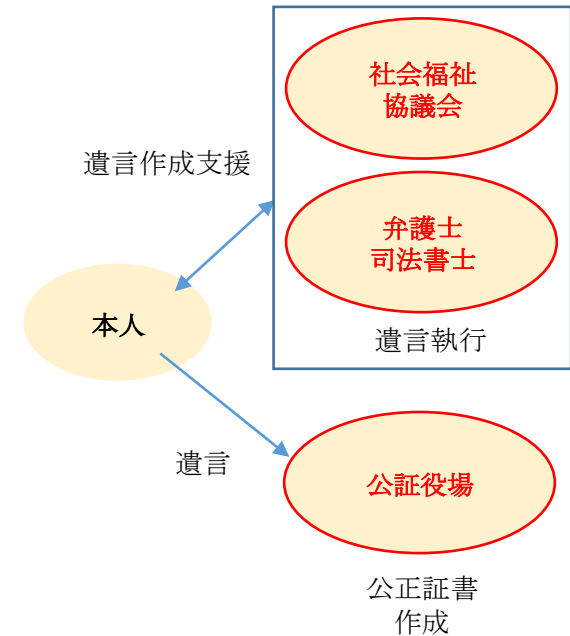
●公正証書遺言作成

遺言する本人が公証役場に行って、公証人に対して、自分が考えている遺言の内容を直接告げる。公証人は、本人の精神状態が正常であることを確認したうえで、本人が告げた内容を法律的に間違いがないようにまとめて書面にする。

社会福祉協議会や弁護士、司法書士等の専門職は遺言の作成を支援し、特に専門職は遺言の執行者となるよう体制をつくる。

遺言書に記載することで法的効力が認められる法定遺言事項

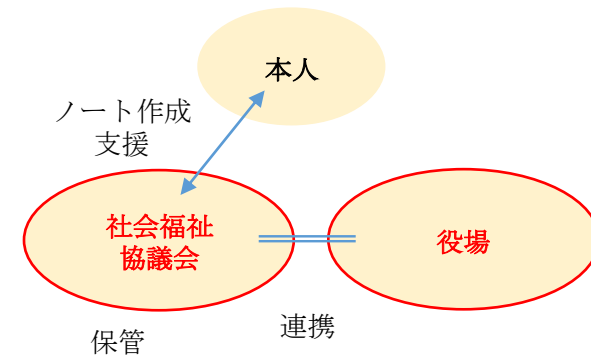
- ・財産の承継・処分に関する行為
- ・相続人に関する行為
- ・身分に関する行為
- ・その他(祭祀承継者の指定、遺言執行者の指定など)



●エンディングノート作成

もしもの時に備えて、自分の終末期及び死後に関する希望や財産に関する事など、家族や周囲の人に伝えたいことを書き残す。生前・死後についての希望を記すことができるが、法的強制力は生じない。

社会福祉協議会がノートの作成を支援、保管することで所在を明確にする。



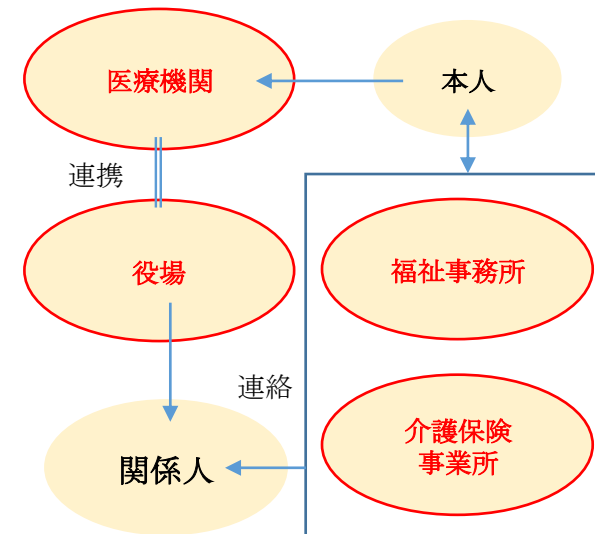
身寄りのない方のエンディングに関するフロー図 ③

入院

関係人の確認、連絡

生活保護受給者や福祉サービス利用者など、福祉事務所や介護保険事業所などが事前に関わっている場合は、それぞれの機関が入院時から関係人への連絡に努める。

福祉事務所や介護保険事業所などの関わりがない例えば単身の若年者、アパート生活者、転居者、放浪者などは、医療機関と役場が連携して、関係人の把握に努める。



●リビングウィル作成

人生の最終段階(終末期)を迎えたときの医療の選択について事前に意思表示しておく文書。表明された意思がケアに携わる方々に伝わり、尊重され、自分らしく誇りを持って最期を生きることにつながる

身寄りのない方のエンディングに関するフロー図 ④

死後事務委任契約 無

死後事務委任契約 有

死 亡

死亡の確認、遺体の引き取り

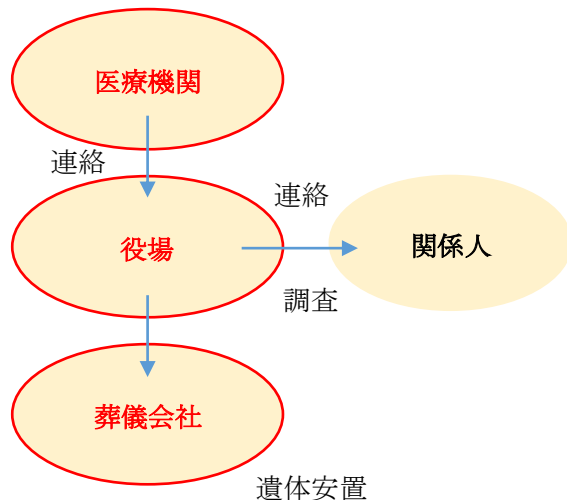
●医療機関での死亡

医師により死亡が確認されたのち、医療機関では遺族や関係人（後見人を含む）が確認できない場合は、役場に連絡をする。

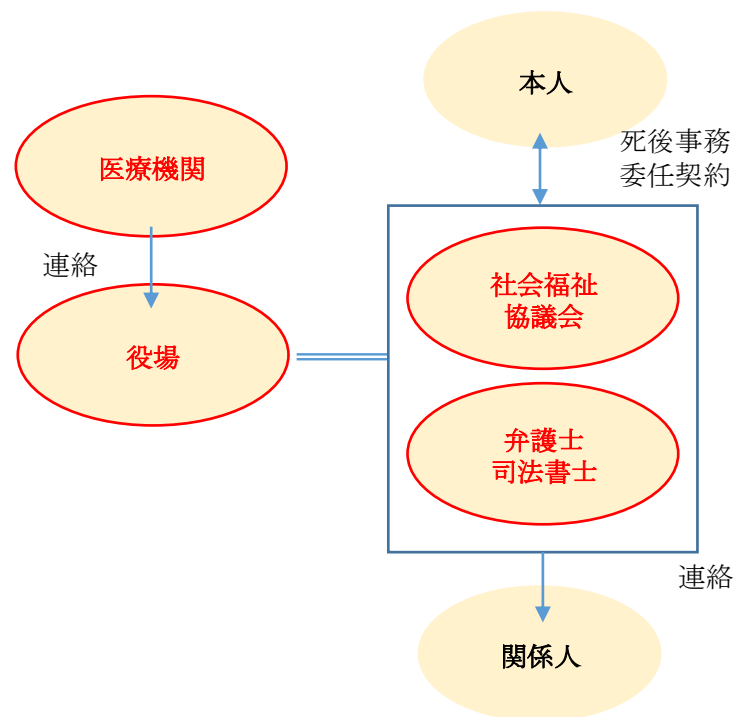
医療機関から連絡を受けた役場は、把握している遺族や関係人（後見人含む）に連絡を取り、遺体の引き取り等を依頼する。

一方、役場で把握している遺族や関係人がいない場合、相続人を調査し、判明した相続人に遺体の引き取り等を依頼する。

遺体の引き取り人を把握するためには時間がかかるため、葬儀会社の協力を得て遺体を一時安置する。



医療機関から連絡を受けた役場は、社会福祉協議会もしくは専門職など死後事務委任を受けているものに連絡を取り、死後事務委任契約の内容に基づき、本人が希望した関係人に連絡する。



身寄りのない方のエンディングに関するフロー図 ⑤

死後事務委任契約 無

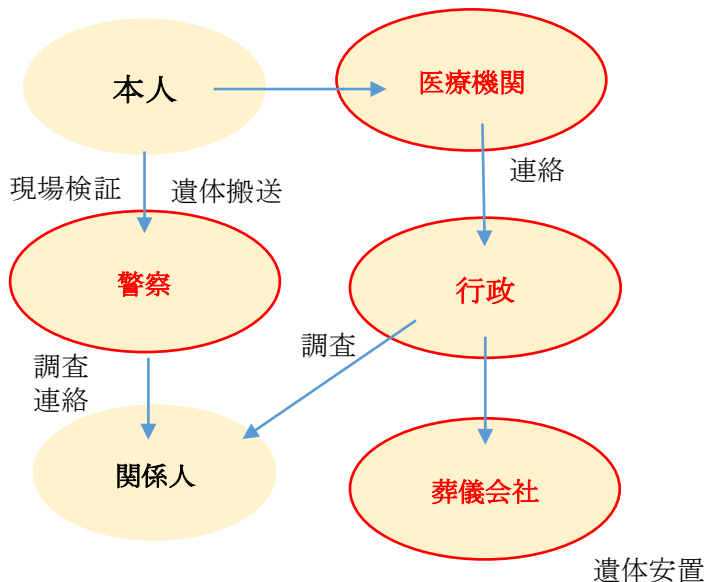
死後事務委任契約 有

●自宅での死亡

発見者の通報により病院に搬送され、医師により死亡の確認が行われる。その後は、医療機関での死亡の場合と同じ。

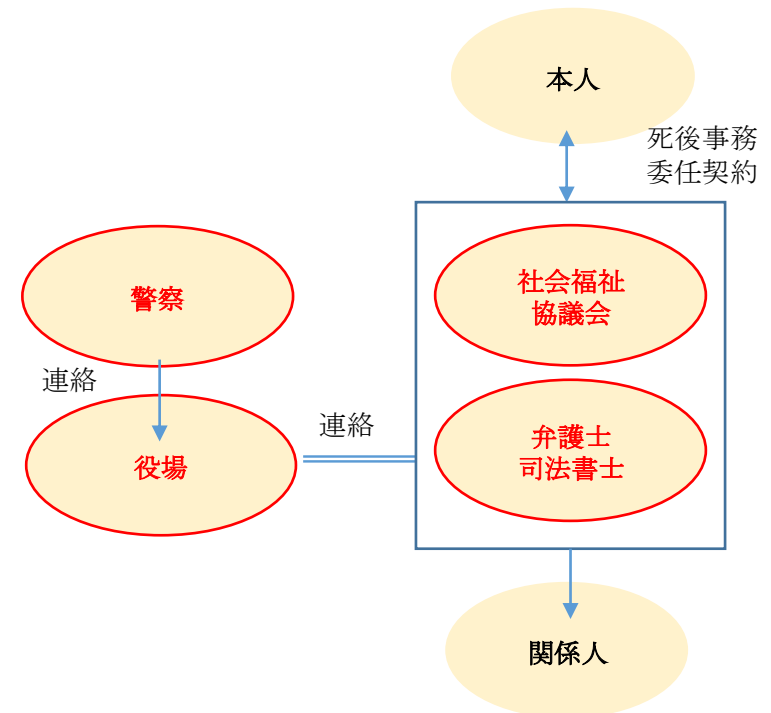
事件性が疑われる場合の遺体は、警察が現場検証し検死を行う。

関係人不明者の場合、検死を行うために遺体を搬送し、身元調査をしたうえで、血縁関係のある方に順次に連絡する。



関係人が不明の場合、警察は死後事務委任契約の有無などについて役場を経由して社会福祉協議会や専門職に確認をする。

あらかじめ死後事務委任契約をしている場合、社会福祉協議会や専門職は本人が希望した関係人に連絡する。また、本人が関係人への連絡を望んでいなかった場合、その旨を警察に伝える。



身寄りのない方のエンディングに関するフロー図 ⑥

任意後見契約 無

任意後見契約 有

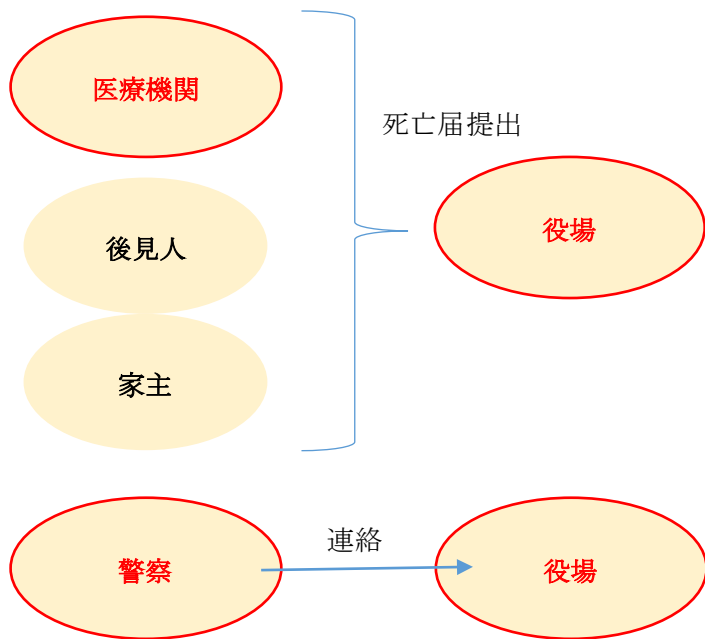
死亡届の提出

入院中や事故等で搬送された医療機関で死亡した場合、他に死亡届を提出する者がいないときは病院長名で提出する。

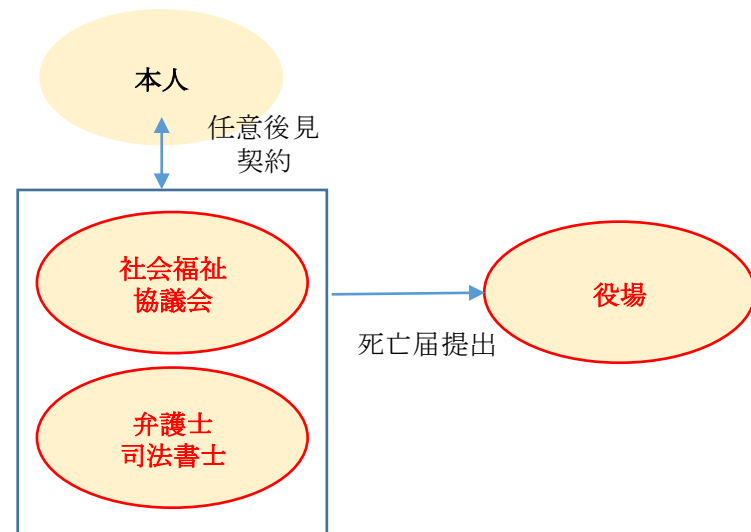
死亡者が被後見人の場合で、他に死亡届を出す者がいないときは後見人が提出する。

死亡者が賃貸住宅に入居していた場合で、他に死亡届を出す者がいないときは家主が提出する。

警察の検死後、死亡届を提出する者がいないときは、役場に連絡を取り、行政の責任者が「死亡記載申出書」を作成し戸籍課に提出する。



任意後見契約があり、任意後見監督人がついている場合、社会福祉協議会及び弁護士、司法書士等にて死亡届を提出する。



(参考)

死亡届の届出義務者は、①同居親族、②親族以外の同居者又は③家主・地主その他土地家屋の管理人とされており、その他、同居親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人が届出資格者と規定されている。(戸籍法87条)

身寄りのない方のエンディングに関するフロー図 ⑦

意志確認なし

火葬

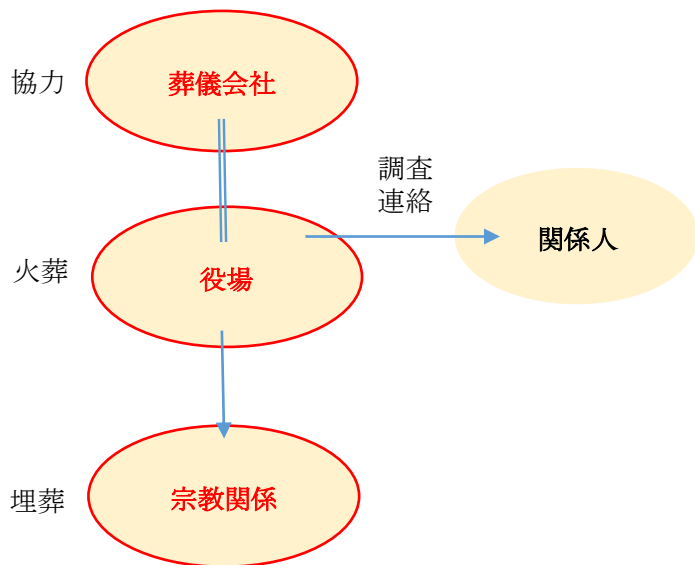
遺族がいない、相続人の調査に時間がかかったり、あるいは相続人が関わりを拒否する場合、法律に基づき役場が葬儀会社の協力を得て火葬を行う。

埋葬

遺骨を引き取る者がいない場合、一定の保管期間を経て、役場が「無縁塚」に埋葬する。

(参考)

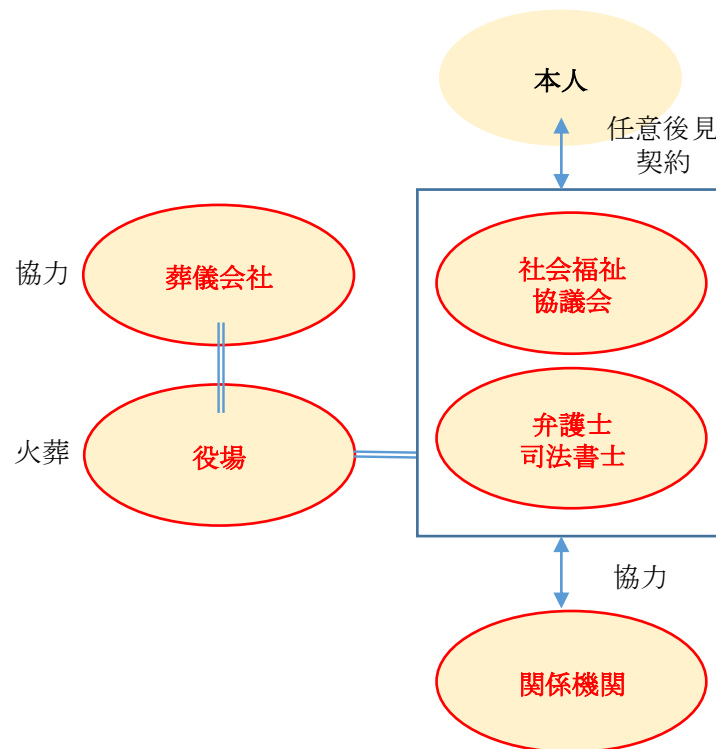
死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。(墓地・埋葬等に関する法律9条1項)



意志確認あり

死後事務委任契約で本人が関係人への連絡を望んでいなかった場合、相続人の調査を行うことなく役場が葬儀会社の協力を得て火葬を行う。

納骨、埋葬に関しては、死後事務委任契約に基づき、関係機関の協力を得ながら本人の希望をかなえられるよう、社会福祉協議会及び専門職が行う。



身寄りのない方のエンディングに関するフロー図 ⑧

相続人なし・死後事委任契約なし

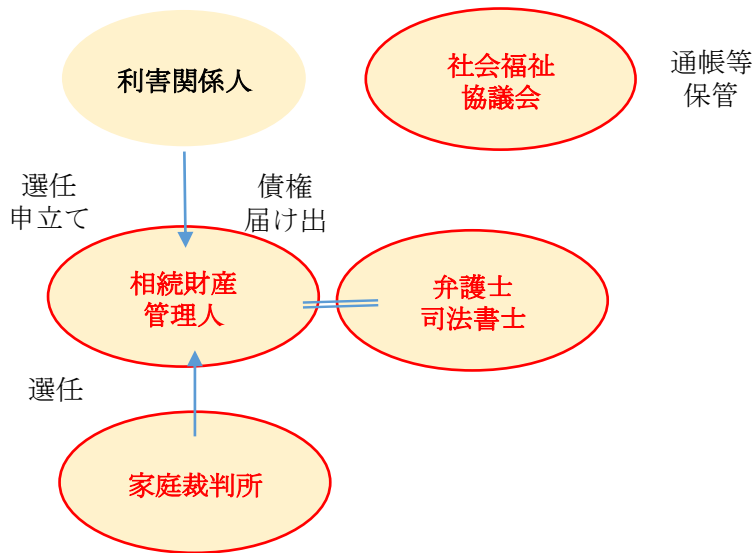
遺産・未払い費用等

日常生活自立支援事業の契約者が死亡した時の通帳等について、相続人不存在の場合は、管理するものが見つかるまで保管する。

一方、成年後見人を含む利害関係人は、家庭裁判所に「相続財産管理人選任の申立て」を行い、相続財産管理人が選任されたら遺産は管理人が管理する。

最終的に相続人が不存在が確定するか、または遺言により財産を包括的に承継する者がいない場合は、残った相続財産は国庫に帰属する。

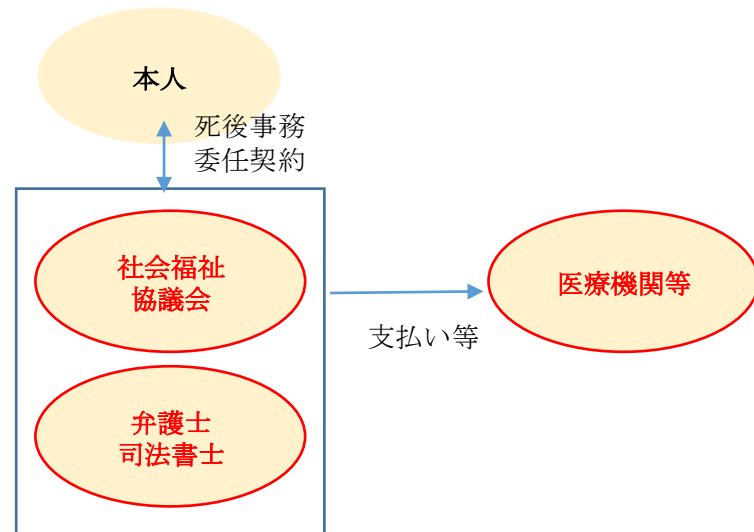
医療機関等に未払い費用がある場合、医療機関等から管理人に未払い治療費の債権を届け出る。



死後事委任契約あり

死後事務委任契約が締結されており、死後事務として相続債務を清算する内容が含まれている場合。生前の医療機関等への未払い費用などの相続債務を清算することができる。

社会福祉協議会、弁護士及び司法書士などの債務により遺言執行者は遺言内容に基づき遺産の処分を行う。



(参考)

人が死亡したとき、看取った人としては、葬儀もせず遺体をそのままにしておくわけにはいかない場合がある。やむを得ない場合には、民法上の『事務管理』(697条)として、必要最低限度の葬儀や供養のために本人の財産から費用を支出することが許されるケースもある。

まとめ

身寄りのない方が亡くなった場合、誰がその方の死後対応をするのか。このことは、近い将来の地域課題であり、今、その課題への対応について整理しておく必要があるという認識のもと研究会を重ねてきました。

『身寄り』について、まったくその存在がない場合、その方の死後については、例えば「墓地、埋葬等に関する法律」9条のように行政が一定の役割を担うこととなります。一方で、『身寄り』であるべき者がいても疎遠や関係が途絶していることが多く、当事者の死亡時には、行政が遺族や相続人を調査し、連絡を取って死後対応を依頼しなければならないのが現状です。ただし、連絡が取れないばかりか連絡が取れたにもかかわらず、遺体や遺骨の引き取りを拒否されることも少なくありません。

また、『身寄り』のない方の死後に残された未払い費用や遺産の取り扱いなども、生前の本人の意志表示がない限り、大きな課題となります。

行政の役割と責任が欠かせないとしても、本人の尊厳や生前の意志を尊重し、広い意味での権利を擁護するために、社会福祉協議会をはじめ、関係する関係機関や専門職、地域の関係者などの間で、それぞれがどのような役割を担うのかを事前に検討、確認、整理しておく必要があります。

さらに、身寄りのない方が自らのエンディングについての意志を早い段階で明らかにできる仕組みを体系化すること、そして関係者がその意志を確実にかなえられる連携体制をつくることが大切です。

今回、南箕輪村では3回にわたり関係する者が集まって研究会を開催しました。こうした取り組みを自治体ごとに行うことが必要です。それぞれの役割を共有しながら、一人の身寄りのない方のエンディングに、なるべく早い段階から関わるための連携が求められます。

そして何より、社会全体に対して、エンディングに関する考え方を浸透させ、文化としていくことが最も大事なことです。